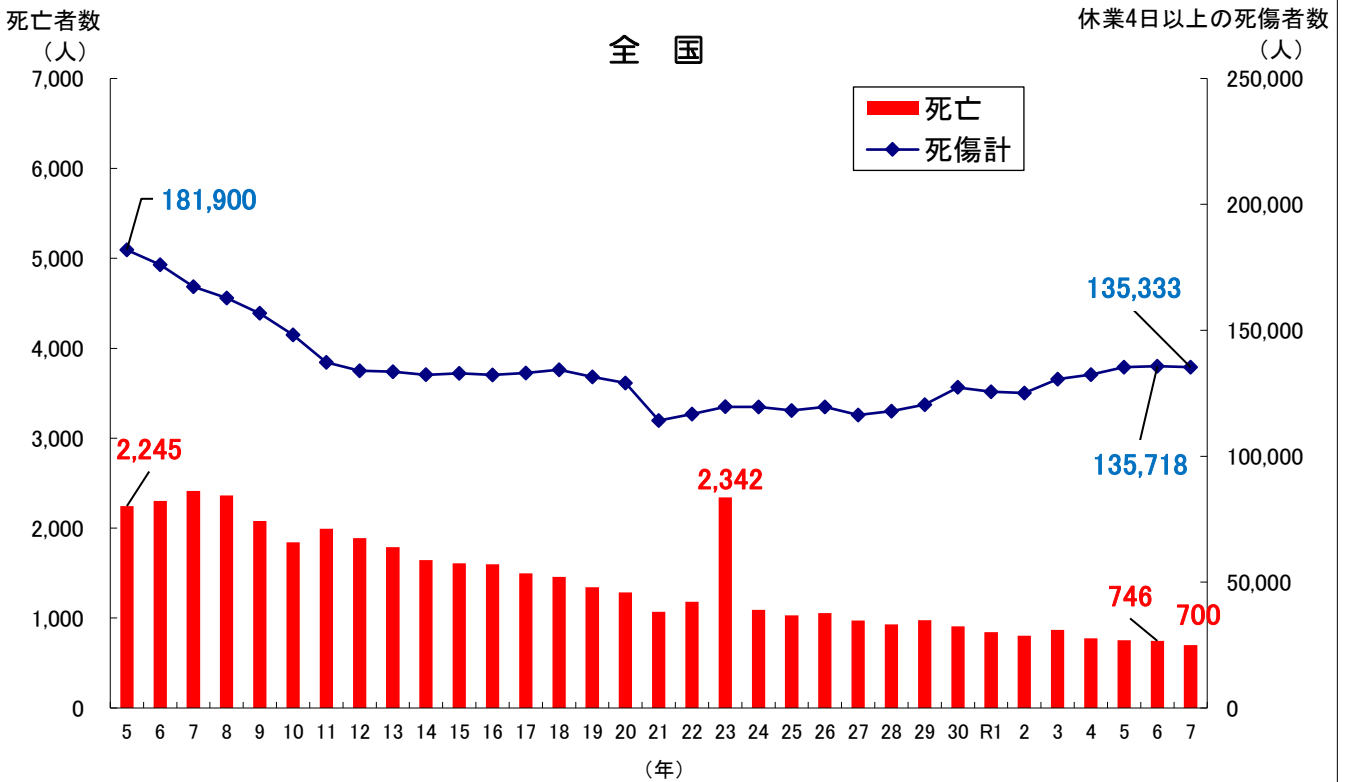
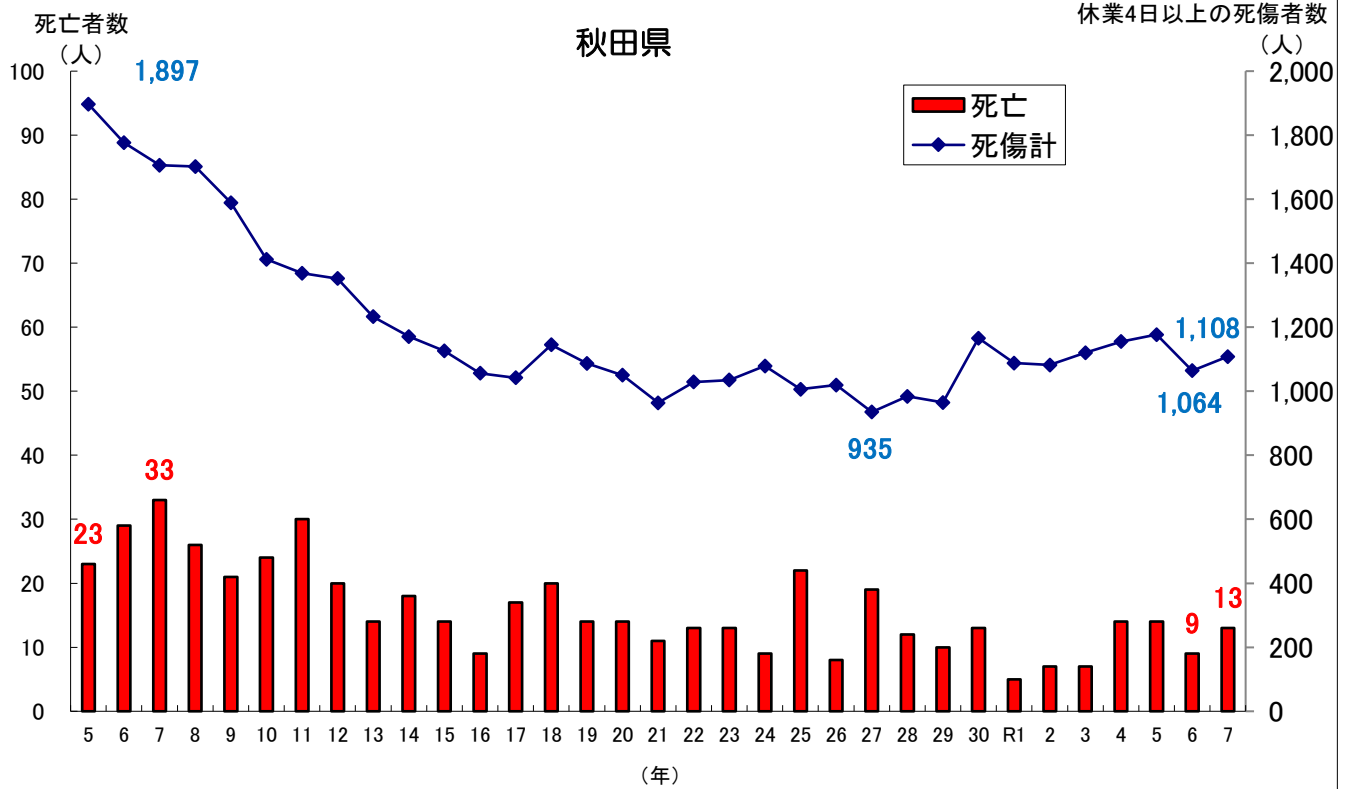


労働災害発生状況の推移

資料1

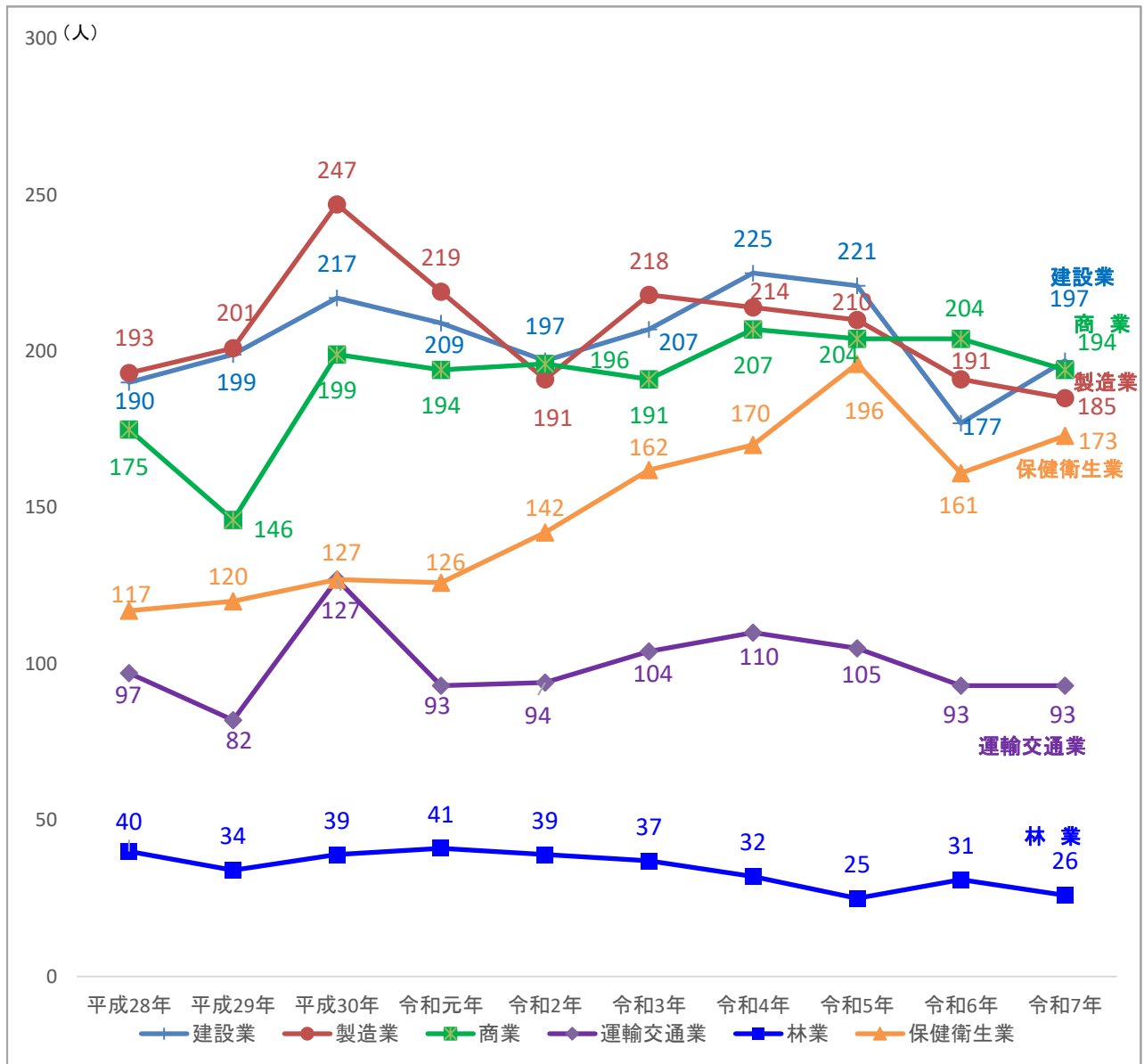
1 労働災害発生状況



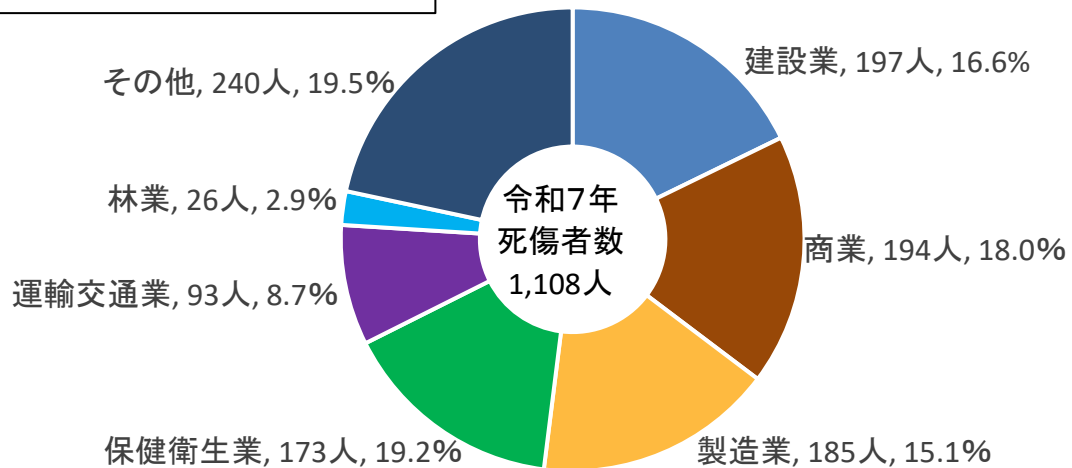
※新型コロナウイルス感染症による労働災害を除く。

主要業種別発生状況(過去10年の推移)

資料 2



令和7年 業種別発生割合



令和7年労働災害発生状況 (確定値)

秋田労働局
(令和8年4月9日作成)

号別	業種別	年別		令和6年		令和7年		前年増減		秋田署		能代署		大館署		横手署		大曲署		本荘署													
		令和5年(確定値)		令和6年(確定値)		令和6年(確定値)		令和7年(確定値)		6年		7年		6年		7年		6年		7年		6年		7年									
		死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	件数	百分率(%)	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上								
1~17	全業種合計	14	1714	9	1496	9	1496	13	1209	-287	-19.2	3	475	5	456	1	190	2	103	1	293	4	243	1	224	146	3	164	2	139	150	122	
	うち新型コロナを除く	14	1177	9	1064	9	1064	13	1108	44	4.1	3	399	5	416	1	81	2	81	1	201	4	229	1	134	139	3	142	2	134	107	109	
	うち新型コロナによる		537		432		432		101	-331	-76.6		76		40		109		22		92		14		90		7		22	5	43	13	
1	製造業		225	2	191	2	191	1	185	-6	-3.1		59		52		22	1	24		49		50		26		21	2	20		22	15	16
	食品製造業		74		42		42	1	51	9	21.4		18		16		2	1	4		10		11		3		7		5		10	4	3
	木材・木製品製造業		35	1	35	1	35		34	-1	-2.9		6		11		6		6		17		12		2		2	1	4		3		
	鉄鋼・非鉄・金属製品製造業		27	1	30	1	30		33	3	10.0		14		9		2		5		5		9		3		4	1	3		2	3	4
	一般・輸送用機械器具製造業		17		17		17		21	4	23.5		3		5		1		3		5		5		4		2		3		3	1	3
	電気機械器具製造業		21		14		14		17	3	21.4		3		3				2		3		4		4		2		2		4	4	4
	上記以外の製造業		51		53		53		29	-24	-45.3		15		8		11		4		9		9		10		4		5		2	3	2
2	鉱業(鉱安法適用を除く)		4		5		5		2	-3	-60.0				1						3				1			1		1			
3	建設業	5	221	6	180	6	180	5	197	17	9.4	3	60	4	69	1	12		10	1	33	1	39	1	26		26		24		33	25	20
	土木工事業	3	70	2	54	2	54	4	74	20	37.0	1	9	3	20		3		2		15	1	19	1	9		12		7		15	11	6
	建築工事業	2	122	4	93	4	93	1	91	-2	-2.2	2	40	1	36	1	6		4	1	14		16		9		12		13		13	11	10
	鉄骨・鉄筋家屋建築	1	16	1	18	1	18		15	-3	-16.7	1	5		7		3				5		2		1		4		3		1	1	1
	木造家屋建築		70	1	46	1	46	1	45	-1	-2.2		13	1	13		2		2	1	7		13		6		5		9		6	9	6
	その他の建設業		29		33		33		32	-1	-3.0		11		13		3		4		4		4		8		2		4		5	3	4
4	運輸交通業	2	105		93		93	3	93				54		53		3	1	8		14		15		11		5		6	2	9	5	3
	道路貨物運送業	2	88		85		85	2	80	-5	-5.9		49		46		3	1	7		13		12		10		5		5	1	7	5	3
5	貨物取扱業		1		1		1		2	1	100.0		1		2																		
6-2	林業	1	25		31		31	1	26	-5	-16.1		6		5		2		2		13	1	9		1		5		5		3	4	2
8	商業	1	205		204		204	2	196	-8	-3.9		92		84		17		15		23	2	30		23		24		29		25	20	18
	小売業		182		168		168	2	155	-13	-7.7		74		61		14		11		20	2	25		18		18		24		23	18	17
13	保健衛生業	1	713		589		589		271	-318	-54.0		126		99		123		32		129		50		102		30		43		19	66	41
	社会福祉施設	1	417		425		425		185	-240	-56.5		93		55		38		14		115		47		97		24		37		14	45	31
14	接客娯楽業	1	49		62		62		67	5	8.1		27		29		4		3		11		12		10		14		9		4	1	5
	飲食店		18		30		30		20	-10	-33.3		16		8		2		1		3		4		5		5		3		1	1	1
15	清掃・と畜業	1	59		40		40		62	22	55.0		17		33		3		1		6		14		3		3		6		7	5	4
	上記以外の事業	2	107	1	100	1	100	1	108	8	8.0		33	1	29		4		8		12		24		21		18	1	21		16	9	13

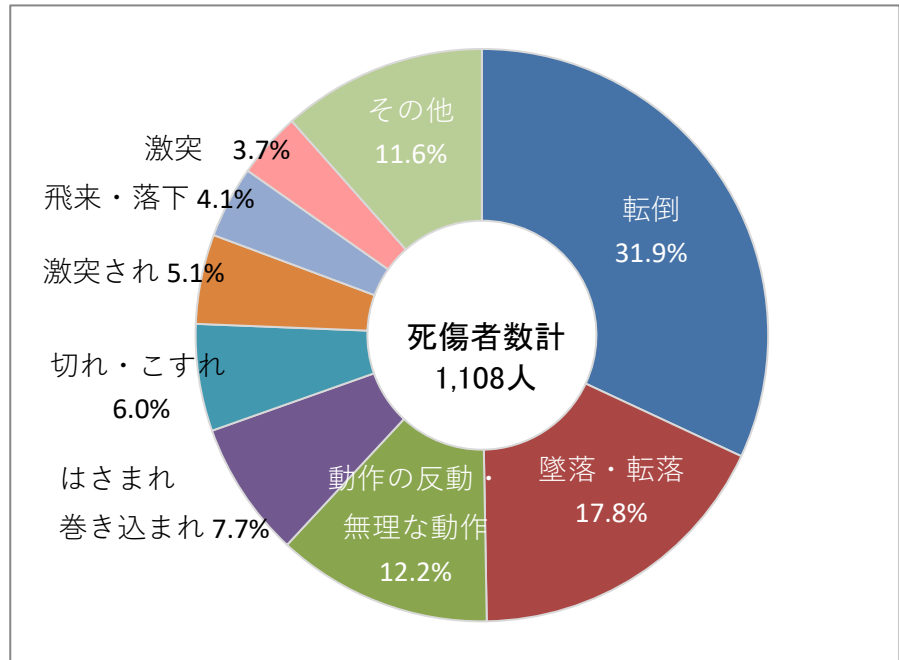
労働者死傷病報告(休業4日以上)を集計したもの。死亡は内数。※新型コロナウイルス感染症による労働災害を除く。

資料3

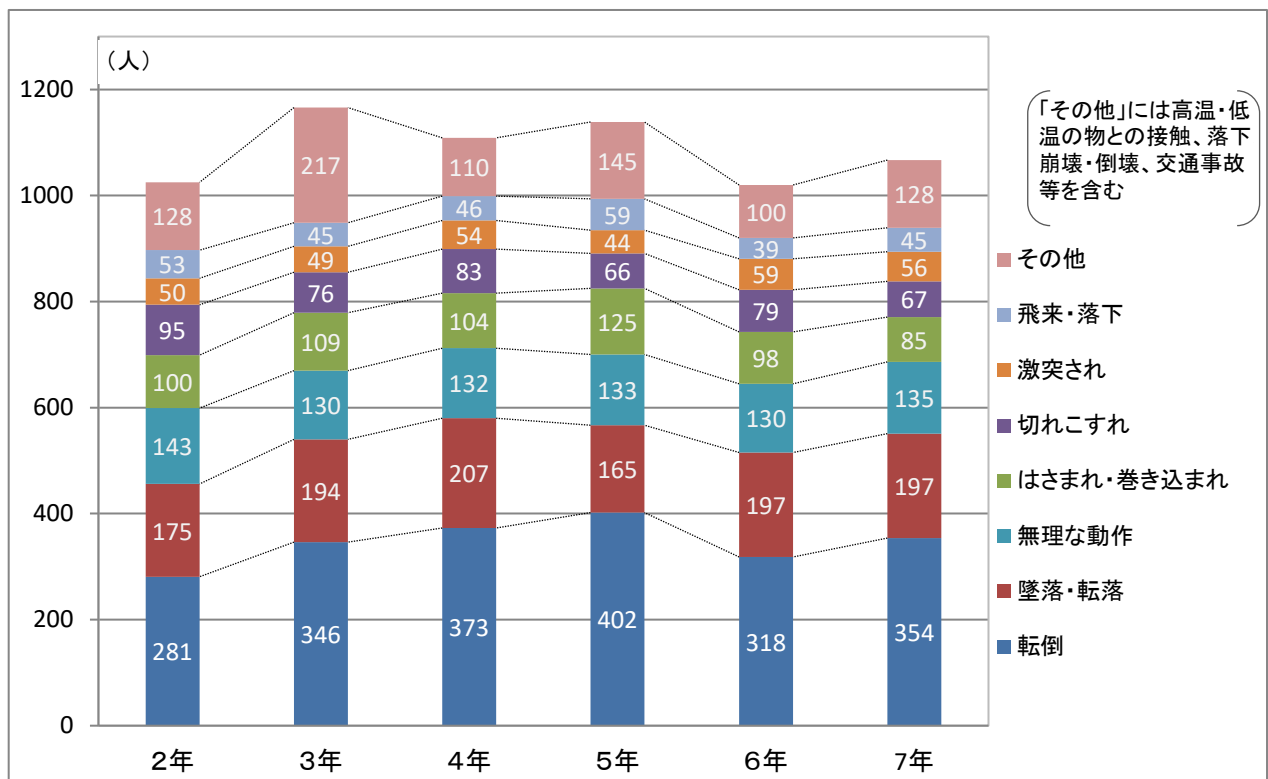
事故の型別分類

事故の型別	令和7年
転倒	354
墜落・転落	197
動作の反動・無理な動作	135
はさまれ・巻き込まれ	85
切れこすれ	67
激突され	56
飛来・落下	45
激突され	41
その他	128
合計	1108

(人)



事故の型別労働災害発生状況の推移(令和2年～令和7年)



新型コロナウイルス感染症による労働災害を除く。

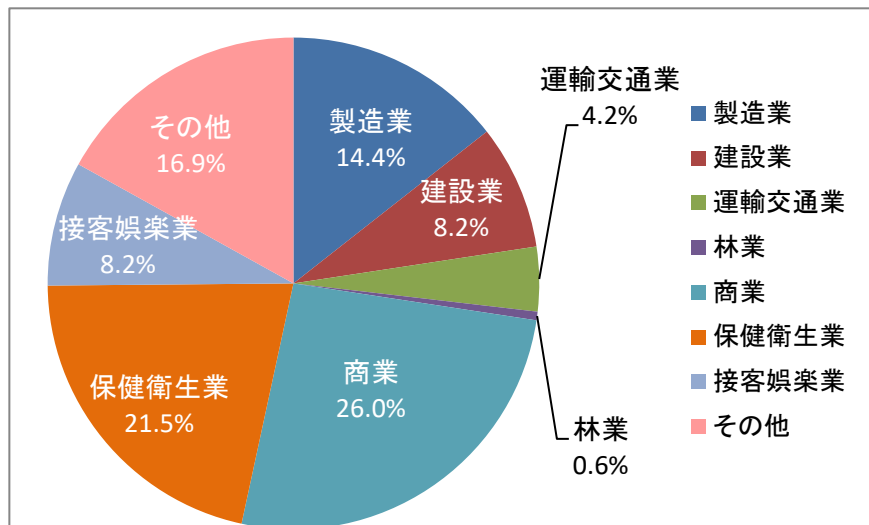
No	署別	発生月	業種名	年齢 経 験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	大館	2月	新聞販売業 (8-2-5)	50歳代 (10~20年)	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	被災者は新聞配達のため市道を移動中、ひき逃げにあい、死亡した。
2	秋田	3月	上下水道工 事業 (3-1-10)	40歳代 (20~30年)	おぼれ	異常環境等	下水道管渠補修工事現場において、労働者1名がマンホール内で下水道管圧送のバルブ補修作業を行っていたところ、急に意識を失い倒れたため、救助しようとして労働者2名がマンホール内に入ったが同様に意識を失い、3名とも被災した。
3				20歳代 (10~20年)	有害物等		
4				60歳代 (30年以上)	との接触		
5	大館	4月	その他の小 売業 (8-2-9)	40歳代 (10~20年)	はさまれ、 巻き込ま れ	高所作業車	客先の倉庫内において、垂直昇降型高所作業車の油圧シリンダーの取付作業中、油圧ホースが何らかの理由で外れ、油圧シリンダーの作動油が外れた油圧ホースから漏れたため、高所作業車の作業床が降下し、リフトアーム内に身体を入れて作業していた被災者の身体が挟まれ被災した。
6	能代	6月	一般貨物自 動車運送業 (4-3-1)	50歳代 (30年以上)	その他	起因物なし	被災者は、荷主先の倉庫の横にトラックを移動させたのち、当該トラック後部の地上において、倉庫からフォークリフトにより運搬されてきた段ボール荷姿の製品を手積みでトラックに積み込む作業を繰り返し行っていたところ、突然倒れ、その後死亡した。
7	大曲	7月	バス業 (4-2-2)	70歳代 (20~30年)	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	商品の配達業務を行う労働者が、客先での業務を終え、事業場に戻るため社用車を運転していたところ、途中の交差点において普通乗用車と衝突、その後療養していたが死亡した。
8	大館	8月	その他の林 業 (6-2-9)	60歳代 (1~5年)	墜落、転落	地山、岩石	下刈り作業を行うため勾配約50度の傾斜地を移動中、斜面上方にあった岩を避けて登ろうとしたところ、何らかの原因で転落し、約1メートル下の別の岩に頭部をぶつけ被災した。 なお、ヘルメットは着用していた。
9	秋田	8月	木造家屋建 築工事業 (3-2-2)	40歳代 (10~20年)	墜落、転落	足 場	住宅の屋根、外壁の塗装工事において、屋根の破風部分を塗装するため足場の端部からメッシュシートを外して身を乗り出すようにして塗装していたところ、約6メートル下の地面に墜落した。
10	大館	10月	上下水道工 事業 (3-1-10)	30歳代 (5~10年)	崩壊、倒壊	地山、岩石	道路に敷設された送水管を切り替えるため、ドラグ・ショベルで掘削(幅4.1メートル、長さ1.8~3.7メートル(L字型)、最大深さ2.3メートル)し、被災者が床掘作業のため工具(ジョレン)を持ち掘削箇所内に立ち入り作業を行っていたところ、土砂崩壊により被災した。

No	署別	発生日	業種名	年齢 経 験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発 生 状 況
11	能代	10月	その他の食料品製造業 (1-1-9)	50歳代 (10~20年)	墜落、転落	その他の床面、通路の状態	サイロの上部に設置されたコンベア室において、粉末状のもみ殻によるコンベアの詰まりを除去するため、コンベアのカバーを外そうと当該カバーに手をかけて踏ん張った際に、足を踏み入れたトタン製の床が抜け落ち、約20メートル下の地面に墜落した。
12	秋田	11月	その他の教育研究業 (12-1-9)	60歳代 (1~5年)	おぼれ	その他の仮設物、建築物、構築物等	屋外に設置されたグリーストラップ(厨房等からの排水に含まれる油脂や食品残渣を分離・貯留して排水管、下水管等に直接流れるのを防ぐ装置、横65×縦40、地上からの深さ73(センチメートル))の蓋を開けて柄付きブラシで中の清掃作業中、グリーストラップ内に頭から転落した。
13	大曲	12月	一般貨物自動車運送業 (4-3-1)	40歳代 (1~5年)	交通事故 (道路)	トラック	被災者はダンプトラックで荷を運搬中、道路を逸脱し対向車線側にある電柱等に衝突、死亡した。

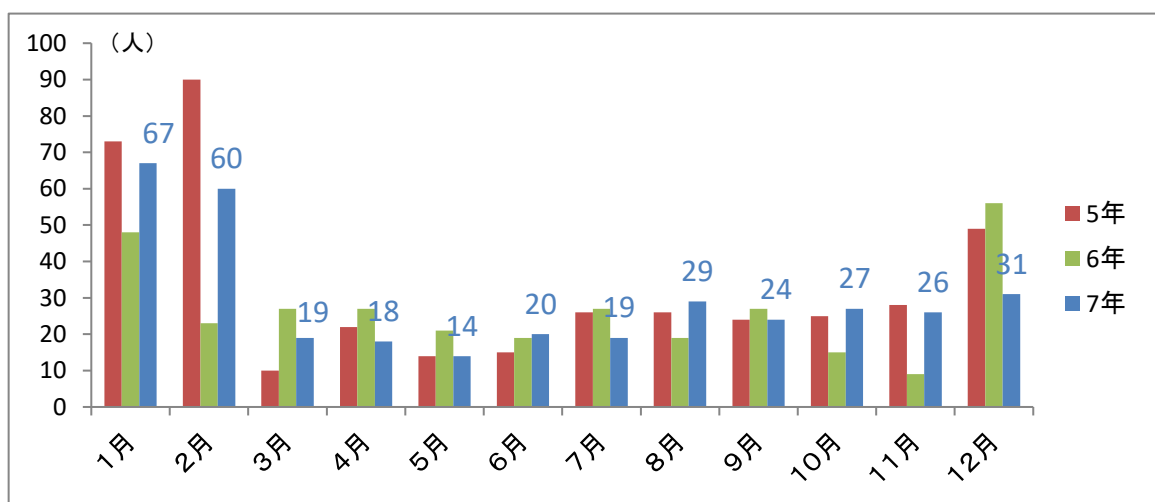
令和7年 主要業種別 転倒災害発生状況

製造業	51
建設業	29
運輸交通業	15
林業	2
商業	92
保健衛生業	76
接客娯楽業	29
その他	60
合計	354

(人)



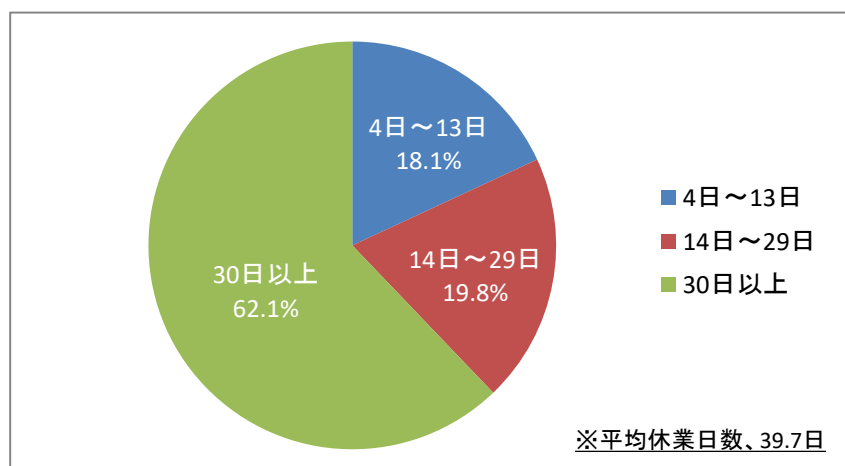
転倒災害 発生月別推移(令和5年～令和7年)



令和7年 休業日数別転倒災害発生状況

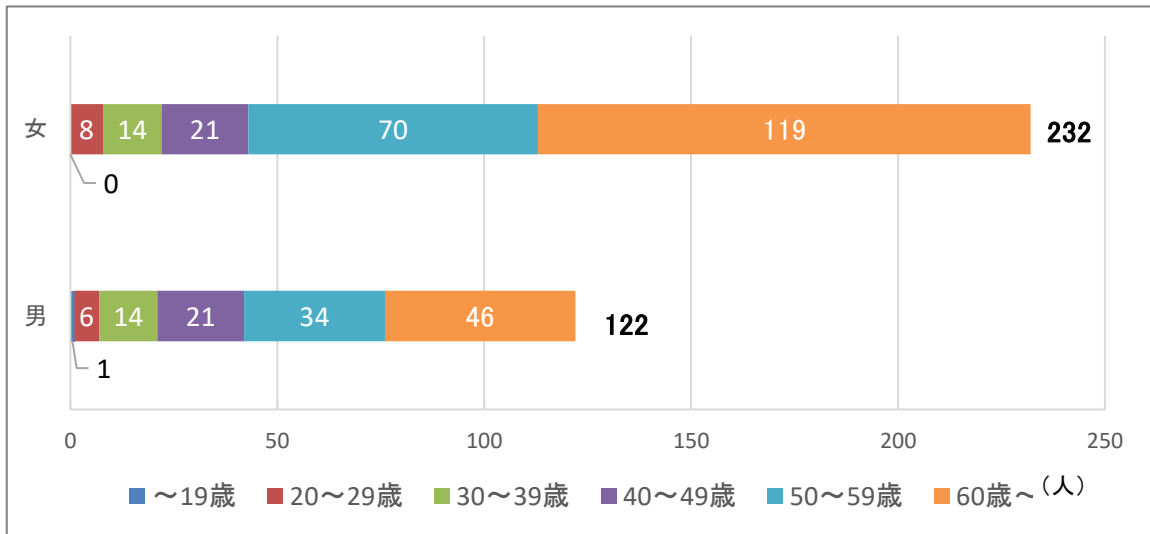
4日～13日	64
14日～29日	70
30日以上	220
合計	354

(人)



※新型コロナウイルス感染症による労働災害を除く。

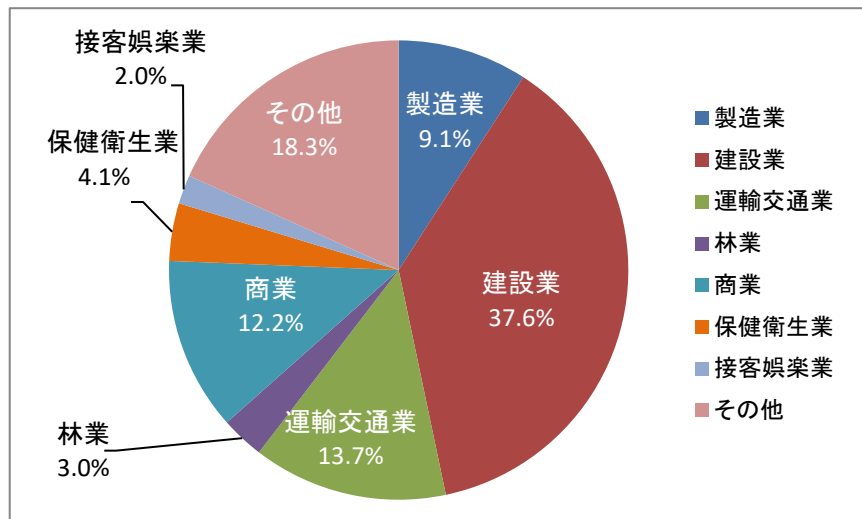
令和7年 男女別年齢別転倒災害発生状況



令和7年 主要業種別 墜落・転落災害発生状況

製造業	18
建設業	74
運輸交通業	27
林業	6
商業	24
保健衛生業	8
接客娯楽業	4
その他	36
合計	197

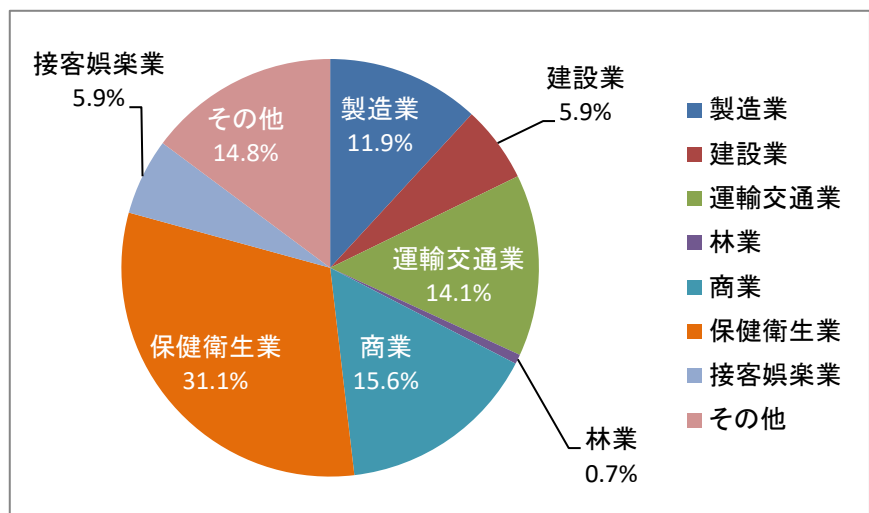
(人)



令和7年 主要業種別 動作の反動・無理な動作災害発生状況

製造業	16
建設業	8
運輸交通業	19
林業	1
商業	21
保健衛生業	42
接客娯楽業	8
その他	20
合計	135

(人)

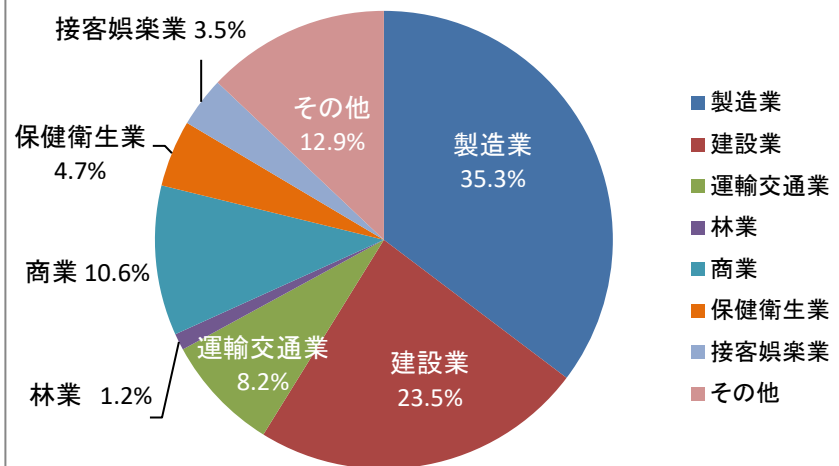


※新型コロナウイルス感染症による労働災害を除く。

令和7年 主要業種別 はさまれ・巻き込まれ災害発生状況

製造業	30
建設業	20
運輸交通業	7
林業	1
商業	9
保健衛生業	4
接客娯楽業	3
その他	11
合計	85

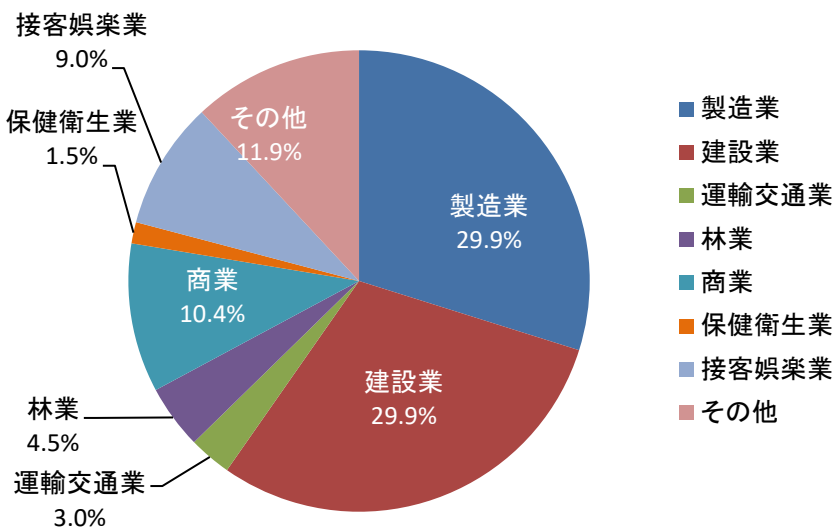
(人)



令和7年 主要業種別 切れ・こすれ災害発生状況

製造業	20
建設業	20
運輸交通業	2
林業	3
商業	7
保健衛生業	1
接客娯楽業	6
その他	8
合計	67

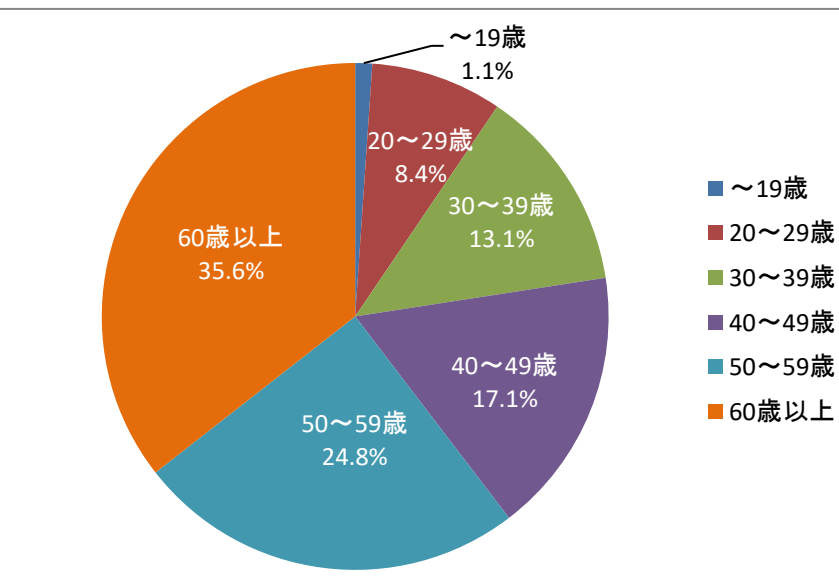
(人)



令和7年 被災年齢別発生状況(全業種)

～19歳	12
20～29歳	93
30～39歳	145
40～49歳	189
50～59歳	275
60歳以上	394
合計	1,108

(人)



※新型コロナウイルス感染症による労働災害を除く。

1 設置趣旨・目的

休業4日以上労働災害による死傷者数は、第三次産業を中心に増加傾向にあり、事故の型別でみると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数が年々増加し、全体の約4割という状況にあるなど、労働者の作業行動を起因とする労働災害（以下「行動災害」という。）の増加が課題となっている。

また、転倒災害では約半数が骨折などを伴う休業1か月以上の災害であり、中には後遺症を伴う重篤な災害も発生している。

その影響は企業における経営活動にも多分に影響を及ぼしている可能性があることから、その対策は喫緊の課題であり、必要な対策を講じ、着実に減少傾向に転じさせる必要がある。

死傷者数を減少に転じさせるためには、増加する行動災害の予防を労働分野の問題としてだけでなく、働き手の確保などの企業の経営問題、国民の健康に関わる問題として捉え、関係者が一丸となって対策を講じることが必要である。

本協議会は、構成員の安全衛生に対する意識啓発と自主的な安全衛生活動の定着を図るとともに、構成員が管内の安全衛生に対する機運醸成を推進することを目的とする。

2 実施事項

- (1) 構成員の取組に関する情報交換
- (2) 行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家による講演
- (3) 構成員の取組目標等を定めた協定の締結
- (4) 構成員相互間での現場視察、パトロール等の実施
- (5) 行動災害防止にかかる啓発資料等の作成
- (6) 厚生労働省で実施のコンソーシアムへの参加・アワードへの応募

3 構成員

別紙のとおり

4 開催頻度

年1回程度（10月を目安とする）

5 その他

- (1) その他協議会の運営に必要な事項は、構成員の議論を経て決めることとする。
- (2) 協議会に関する事務は、秋田労働局労働基準部健康安全課において行う。
- (3) 本要綱は、令和4年10月11日から施行する。

秋田県介護施設 + Safe 協議会 設置要綱

1 設置趣旨・目的

休業4日以上労働災害による死傷者数は、第三次産業を中心に増加傾向にあり、事故の型別で見ると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数が年々増加し、全体の約4割という状況にあるなど、労働者の作業行動を起因とする労働災害（以下「行動災害」という。）の増加が課題となっている。

また、転倒災害では約半数が骨折などを伴う休業1か月以上の災害であり、中には後遺症を伴う重篤な災害も発生している。

その影響は企業における経営活動にも多分に影響を及ぼしている可能性があることから、その対策は喫緊の課題であり、必要な対策を講じ、着実に減少傾向に転じさせる必要がある。

死傷者数を減少に転じさせるためには、増加する行動災害の予防を労働分野の問題としてだけでなく、働き手の確保などの企業の経営問題、国民の健康に関わる問題として捉え、関係者が一丸となって対策を講じることが必要である。

本協議会は、構成員の安全衛生に対する意識啓発と自主的な安全衛生活動の定着を図るとともに、構成員が管内の安全衛生に対する機運醸成を推進することを目的とする。

2 実施事項

- (1) 構成員の取組に関する情報交換
- (2) 行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家による講演
- (3) 構成員の取組目標等を定めた協定の締結
- (4) 構成員相互間での現場視察、パトロール等の実施
- (5) 行動災害防止にかかる啓発資料等の作成
- (6) 厚生労働省で実施のコンソーシアムへの参加・アワードへの応募

3 構成員

別紙のとおり

4 開催頻度

年1回程度（11月を目途とする。）

5 その他

- (1) その他協議会の運営に必要な事項は、構成員の議論を経て決めることとする。
- (2) 協議会に関する事務は、秋田労働局労働基準部健康安全課において行う。
- (3) 本要綱は、令和4年12月9日から施行する。
- (4) 本要綱の一部（別紙）を改正し、令和5年11月21日より施行する。
- (5) 本要綱の一部を改正し、令和7年11月18日より施行する。


秋

田

秋田労働局第14次労働災害防止計画



秋田労働局は、職業選択から退職に至るまでの職業生活においてだれもが健康で安心して働けるようサポートする労働行政機関です

 厚生労働省

秋田労働局

秋田労働局第14次労働災害防止計画のポイント

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで13次にわたり策定してきた。

この間、秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が協働して安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善したが、近年の状況を見ると、労働災害による死亡者数は減少してきているものの、2022年（令和4年）は増加し、休業4日以上之死傷者数に至っては、新型コロナウイルス感染症による増加を考慮しても高水準で推移している。また、高齢労働者、中小事業場の災害が多いなど中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にある。さらに、職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、働き方改革への対応、メンタルヘルス不調、労働者の高齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応など多様化してきている。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度として、5年間にわたり秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第14次労働災害防止計画」を、ここに策定する。

目次

・計画の目標と期間 1
・重点事項 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 2
・重点事項 高齢労働者等の労働災害防止対策の推進 3
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送業） 4
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進（建設業） 5
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進（製造業） 6
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進（林業） 7
・重点事項 労働者の健康確保対策の推進（メンタルヘルス対策・産業保健活動の推進） 8
・重点事項 労働者の健康確保対策の推進（過重労働対策） 9
・重点事項 化学物質による健康障害防止対策の推進 10

計画の目標と期間

計画の目標

秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、指標(アウトプット指標、アウトカム指標)を定め、計画期間内に達成することを目指す

計画期間

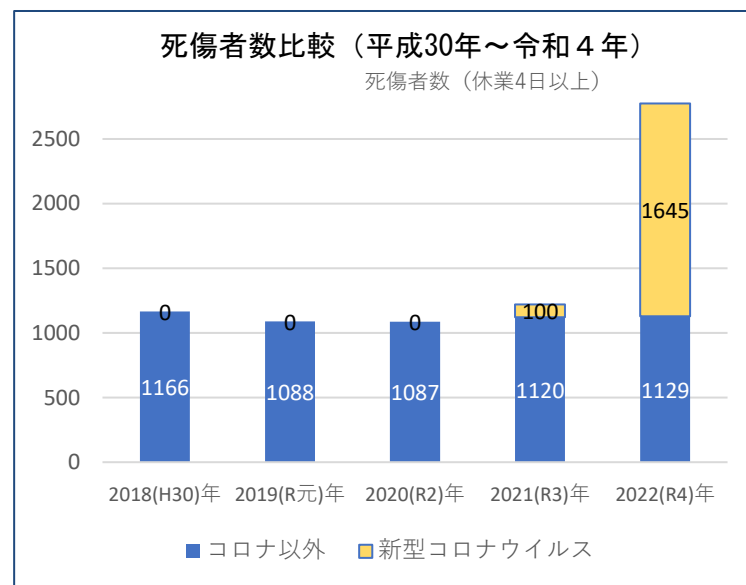
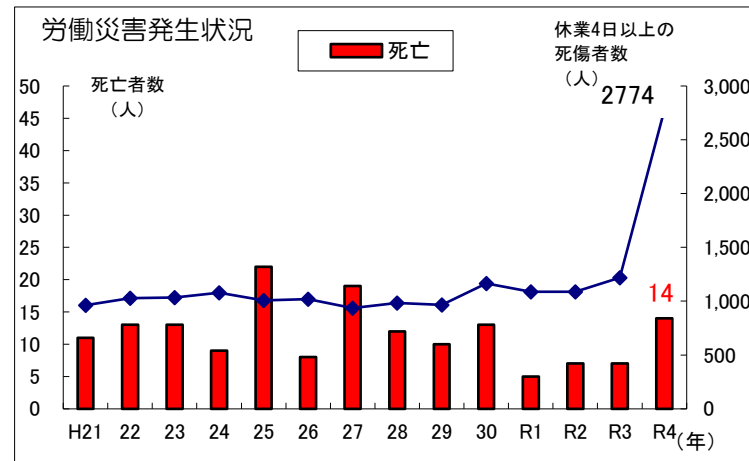
2023年4月1日～2028年3月31日

アウトカム指標の達成による労働災害減少目標

死亡災害 : 2022年と比較して、2027年までに5%以上減少

死傷災害 : 2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、2022年と比較して2027年までに減少

秋田県における労働災害発生状況



重点事項 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

現状と施策の方向性

- ◆ 当局における死傷災害については、第13次労働災害防止計画期間中(2018年～2022年)増減を繰り返し、令和3年から増加している。令和2年及び3年については、新型コロナウイルス感染症へのり患による影響もあるが、それを除いたとしても死傷災害件数、千人率ともに増加傾向にある。その内訳を見ると、事故の型別では、「転倒」(32%)、「動作の反動、無理な動作」(10%)が労働災害全体の約4割(42%)を占めている。業種別には、第三次産業が5割以上を占めているが、その内訳を見ると、事故の型別は、「転倒」(51%)や「動作の反動・無理な動作」(15%)と労働者の作業行動に起因する労働災害が6割以上を占めていることから、第三次産業、とりわけ当局内において負傷者数の多くを占める、小売業及び社会福祉施設に対する対策が必要と思われる。

アウトプット指標

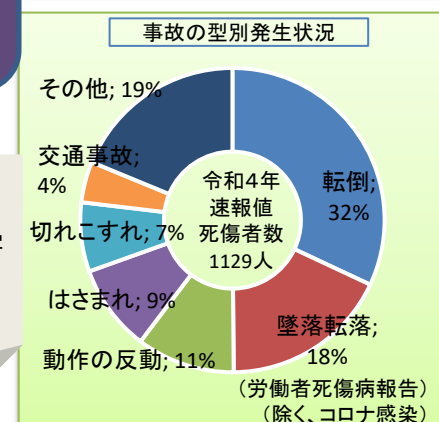
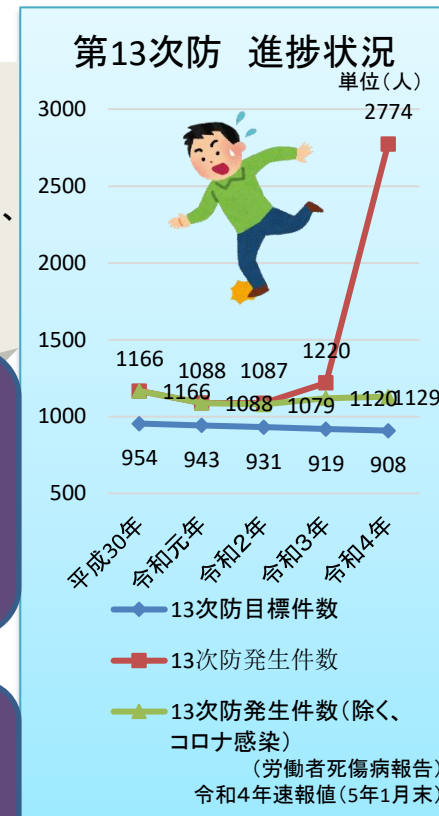
- ・ 労働者10人以上の小売業及び社会福祉施設における、転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・ 労働者10人以上の小売業・社会福祉施設の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ・ 労働者10人以上の社会福祉施設の事業場における介護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

アウトカム指標

- ・ 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- ・ 転倒による平均休業見込日数を2027年までに35日以下とする。
- ・ 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

具体的取組事項

- ・ 小売業及び社会福祉施設に対して、転倒災害と腰痛災害防止に係る年間計画を作成させ、当該災害の減少につなげる。併せて、計画作成時に好事例の収集も行い、取組事例の水平展開を図る。
- ・ 小売業及び社会福祉施設に対して、正社員以外の労働者に対する安全衛生教育の実施を年間計画として策定させ、災害の減少につなげる。
- ・ +Safe協議会(小売、介護施設)を開催し取組事項・好事例等情報の共有。
- ・ 社会福祉施設における介護作業において、ノーリフトケアの導入を年間計画として策定させ、腰痛災害の減少につなげる。
- ・ 転倒災害防止プロジェクトチーム会議を実施し、ポスター等の作成により転倒防止対策の周知を図る。



重点事項 高年齢労働者等の労働災害防止対策の推進

現状と施策の方向性

- ◆ 死傷災害の増加については①労働災害発生率が高い60歳以上の高年齢労働者が増加していること、②特に第三次産業への就労者の増加に伴って、機械設備等に起因する労働災害に代わり、対策のノウハウが蓄積されていない労働者の作業行動に起因する労働災害が増加してきていること、③安全衛生の取組が遅れている第三次産業や中小事業者において労働災害が多く発生していること。その背景として、厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況があること、④さらに、外国人労働者の雇用者数の増加に伴い、外国人労働者の死傷者数も増加傾向にある。これら労働災害の防止対策を強化する必要がある。

アウトプット指標

- ・ 労働者50人以上の事業場における「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・ 外国人労働者に対する安全衛生対策として、母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

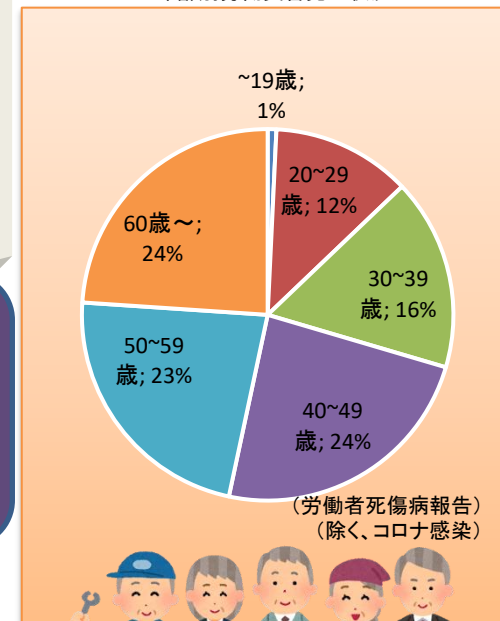
アウトカム指標

- ・ 増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- ・ 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下(全産業における令和4年の年千人率5.98(速報値))とする。

具体的取組事項

- ・ エイジフレンドリーガイドラインの周知について、集団指導・個別指導等のあらゆる機会に実施する。
- ・ 外国人労働者に対する災害防止教育の実施について、あらゆる機会をとらえて周知する。

令和4年速報値(5年1月末)
年齢別労働災害発生状況



(労働者死傷病報告)
(除く、コロナ感染)



外国人労働者 労働災害発生状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
外国人労働者数	1953	2203	2402	2233	2498
外国籍被災者数	0	1	7	10	11

(労働者死傷病報告)
(除く、コロナ感染)
(単位:人)

重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進(陸上貨物運送業)

現状と施策の方向性

- ◆ 陸上貨物運送業における死傷災害の約6割が荷役作業時に発生しており、トラックからの墜落・転落災害が多数発生していることから、トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の充実強化を図る。
- ◆ 陸上貨物運送業の荷役作業における労働災害の多くが荷主事業者の敷地等において発生している実態等に対応するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の検討を踏まえ、荷主事業者対策に取り組む。
- ◆ 陸上貨物運送業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)に対して、荷役作業における安全ガイドラインの周知徹底を図る。

アウトプット指標

- ・ 「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場の割合を2027年までに45%以上とする。

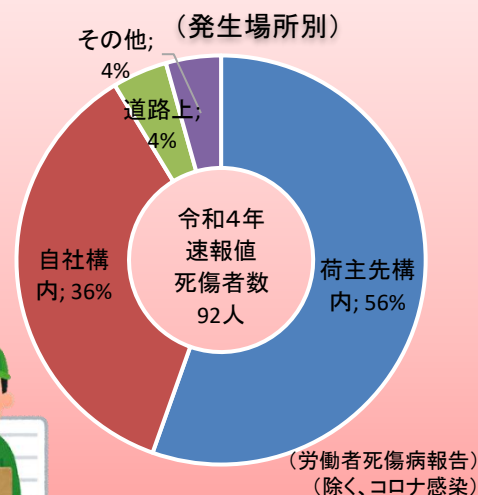
アウトカム指標

- ・ 陸上貨物運送業の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

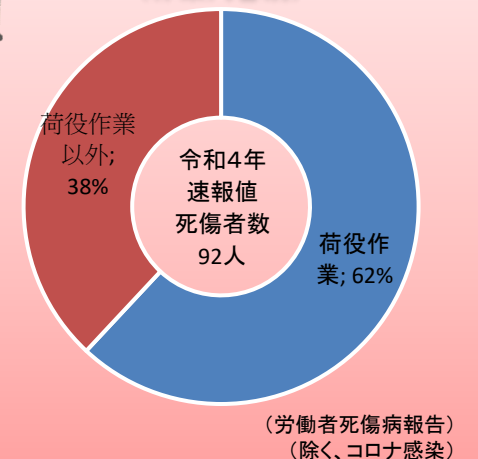
具体的取組事項

- ・ 集団指導及び個別指導等における「荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知。
- ・ 陸災防秋田県支部と連携し、荷主に対する集団指導及び荷役作業時の災害に対するコンサルタント事業等を実施する。
- ・ 荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会への参加。
- ・ 安全運転管理者講習での交通労働災害防止ガイドラインの周知。

陸上貨物運送業労働災害発生状況



(作業内容別)



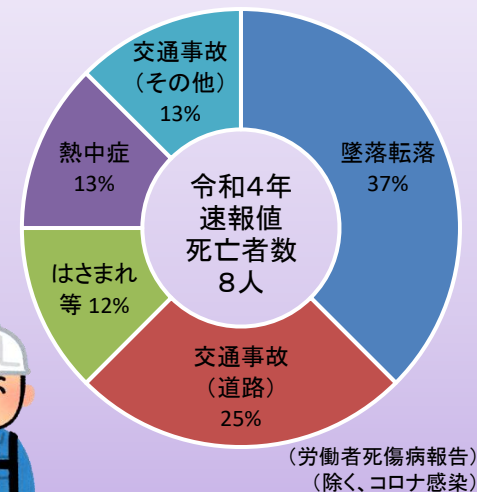
重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進(建設業)

現状と施策の方向性

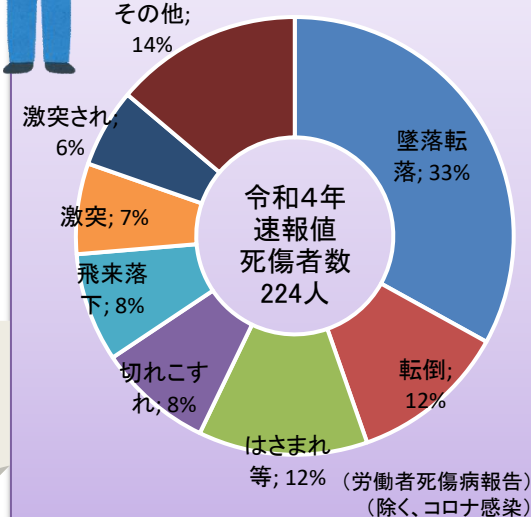
- ◆ 建設業における死亡災害の約4割が墜落・転落災害であることから、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」(令和4年10月28日公表)を踏まえ、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。
- ◆ 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ◆ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年12月16日法律第111号)に基づき、国土交通省と緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。
- ◆ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの健康障害防止対策の推進を図る。

建設業労働災害発生状況

建設業 死亡災害 事故の型別



建設業 休業災害 事故の型別



アウトプット指標

- ・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

アウトカム指標

- ・ 建設業の死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

具体的取組事項

- ・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの周知について、集団指導及び個別指導等のあらゆる機会に実施する。
- ・ 熱中症及び騒音障害防止に係る対策について、各ガイドラインに基づく指導を実施する。
- ・ 建設工事関係者との連絡会議を開催し、安全衛生に配慮した発注等について協議する。

重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進(製造業)

現状と施策の方向性

- ◆ 厚生労働省において、製造業で使用される機械等について、国際整合化などの技術の進展に対応した安全基準(ボイラー構造規格等)の見直しを行い、その内容の周知を図る。
- ◆ 厚生労働省が行う、作業手順の理解や危険への感受性を高めるためのVRの活用について、より安全に資するものとなるよう所要の要件を検討した内容の周知を図る。
- ◆ 機能安全を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術で置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。

アウトプット指標

- ・ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

アウトカム指標

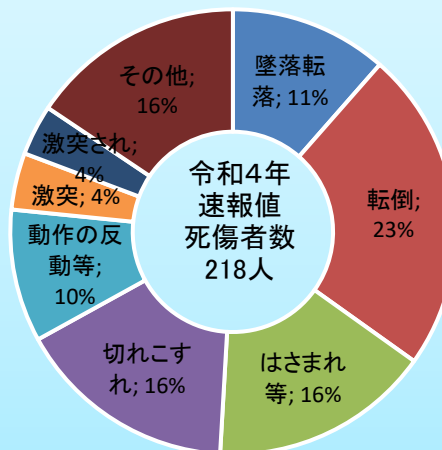
- ・ 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

具体的取組事項

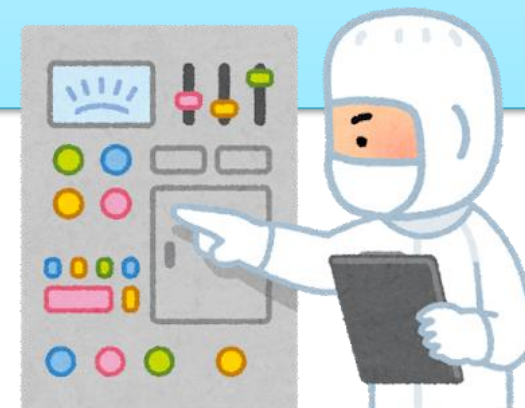
- ・ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害について、監督指導を実施する。
- ・ 作業(非定常時を含む)における労働災害防止のため、集団指導及び個別指導時にリスクアセスメントの実施を指導する。

製造業労働災害発生状況

製造業 休業災害 事故の型別



(労働者死傷病報告)
(除く、コロナ感染)



重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進(林業)

現状と施策の方向性

- ◆ 小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用の徹底等を図る。また、伐木等作業の安全ガイドライン、林業の緊急連絡体制整備ガイドラインの周知徹底を図る。
- ◆ 森林管理署や秋田県、林災防秋田県支部等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士や都道府県の林業普及指導員等による指導等、各機関が協力した取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を講ずるよう取組を進める。

アウトプット指標

- ・ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

アウトカム指標

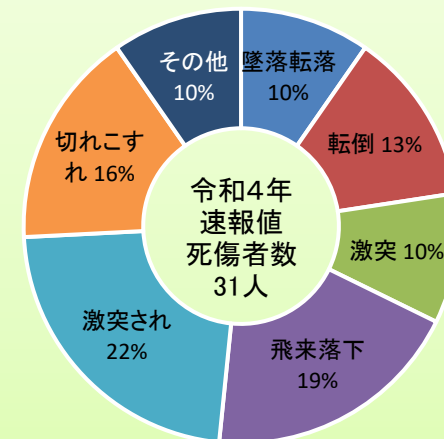
- ・ 林業の死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

具体的取組事項

- ・ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等について、集団指導及び個別指導等のあらゆる機会に周知を行う。
- ・ 立木伐倒時の安全対策、かかり木処理における禁止事項及び防護衣の適切な使用等について、集団指導及び個別指導等のあらゆる機会に指導を実施する。

林業労働災害発生状況

林業 休業災害 事故の型別



(労働者死傷病報告)
(除く、コロナ感染)



重点事項 労働者の健康確保対策の推進(メンタルヘルス対策・産業保健活動の推進)

現状と施策の方向性

- ・当局が実施しているメンタルヘルス対策に係る自主点検において、取り組んでいる事業場の割合は労働者数**50人以上**の事業場では**96.8%**である。一方、労働者数50人未満の小規模事業場の取組率は、**30～49人で73.8%、20～29人で62.5%**となっており、労働者数30人未満の事業場において、メンタルヘルス対策への取組が伸び悩んでいる。令和5年1月末時点の**全体の取組率は77.8%**。
- ・産業医の選任義務のない50人未満の事業場では産業保健活動が低調な傾向にあるため、産業保健体制の確保と活動の推進が必要である。
- ・秋田県においては通院者の割合が3割を超えている(平成31年:34.7%(国民生活基礎調査))、一方で、治療と仕事の両立できる取組を行っている事業場の割合は、労働者数50人以上の事業場に対して令和4年度に当局が実施した実態調査によれば**72.7%**(令和5年1月末)で十分とは言えない状況である。

アウトプット指標

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場(労働者20人以上)の割合を**2027年までに80%以上**とする。
- ・40～49人の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を**2027年までに50%以上**とする。
- ・必要な産業保健サービス(健康診断結果に基づく保健指導、健康診断で所見が認められた者等に対する指導等)を提供している事業場の割合を**2027年までに80%以上**とする。



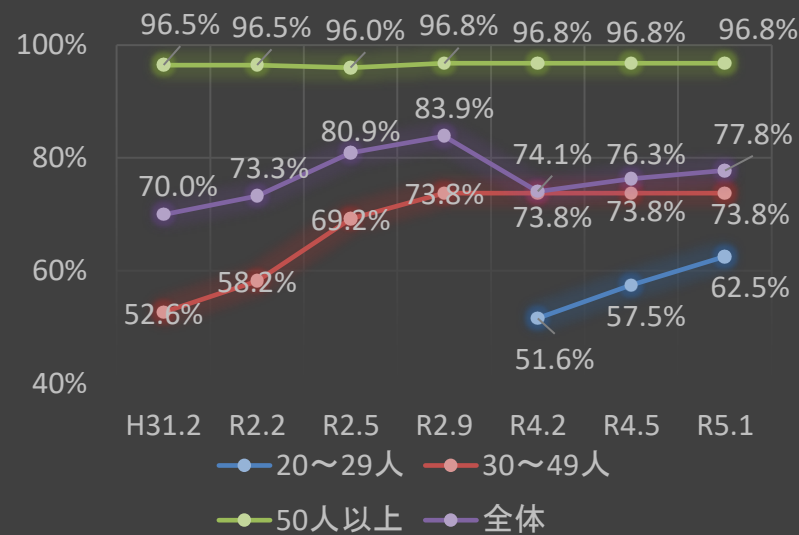
アウトカム指標

- ・自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがあると**する労働者の割合を2027年までに50%未満**とする。

具体的取組事項

- ・労働者20人以上の事業者に対してメンタルヘルス対策に関する自主点検を実施する。
- ・労働者40～49人の小規模事業場におけるストレスチェック実施に関する自主点検を実施する。
- ・各種説明会、指導時等の機会に秋田産業保健総合支援センターの活用を周知する。
- ・労働者50人以上の事業者に対して治療と仕事の両立支援に関する実態調査を実施する。
- ・労働者50人以上の事業者で働く労働者に対して仕事や職業生活で強い不安、悩み、ストレスの有無、その内容についての実態調査を実施する。

メンタルヘルス取組率



重点事項 労働者の健康確保対策の推進(過重労働対策)

現状と施策の方向性

- ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週60時間以上の雇用者の割合を減少させ、時間外・休日労働を削減する必要がある。
- ・年次有給休暇の取得率は、横ばいとなっている(令和2年:56.4% 令和3年:55.2% 秋田県就労条件総合調査)ことから、引き続き、年次有給休暇の取得を促進し、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備する必要がある。
- ・労働者の健康保持や仕事と生活の調和を図るため、生活時間や睡眠時間の確保に有効な勤務間インターバル制度の導入を促進する必要がある。

アウトプット指標

- ・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。

アウトカム指標

- ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。

具体的取組事項

- ・10月の「年次有給休暇取得促進月間」や年次有給休暇の取得しやすい時季に周知広報を行う。
- ・勤務間インターバル制度の導入マニュアルや「働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)」を活用して、長時間労働が懸念される企業への導入促進を図る。
- ・年次有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度の導入状況の把握、導入の働きかけを、集団指導や自主点検、SNS等あらゆる機会を捉えて行う。
- ・労働者50人以上の事業者に対して勤務間インターバル制度を導入している割合を調べるための実態調査を実施する。
- ・労働者50人以上の事業者に対して週40時間以上である雇用者のうち、週60時間以上の雇用者の割合を調べるための実態調査を実施する。

重点事項 化学物質等による健康障害防止対策の推進



現状と施策の方向性

- ・化学物質の性状に関連の強い労働災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)が年間**約5件**発生しており減少がみられない。業種別には、**製造業のみならず、建設業、第三次産業も多い**。特定化学物質障害予防規則等による個別規制対象外の物質による災害が**約8割**。
- ・建築物の解体工事が増えてくるため石綿ばく露防止対策の確保、推進が必要。じん肺新規有所見者は減少しているが依然として発生。
- ・熱中症により、全国では毎年20人以上の労働者が死亡しており、秋田県でも令和4年に1人が死亡している。

アウトプット指標

- ・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示、安全データシート(以下「SDS」という。)の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場(製造業)の割合を2025年までにそれぞれ**80%以上**とする。
- ・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場(製造業)の割合を2025年までに80%以上とするとともにリスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場(製造業)の割合を2027年までに**80%以上**とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場(建設業)の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

アウトカム指標

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、**2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少**させる。
- ・増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率[※]を第13次労働災害防止計画期間と比較して**減少**させる。※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

具体的取組事項

- ・製造業に対して化学物質等による健康障害防止対策についての説明会を開催し、管理状況について自主点検を実施する。また、化学物質を販売する事業者を把握し、化学物質等による健康障害防止対策についての説明会を開催する。
- ・建設業に対して暑さ指数の把握を含めた熱中症予防のための取組を行っている割合を調査するため自主点検を実施する。
- ・石綿障害予防規則に関する説明会を開催する。
- ・粉じんばく露作業に伴う労働者の健康を防止するため第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。

改 正 安 衛 法 等

セ ミ ナ ー

受講 無料

法律を「知る」から「活かす」へ！



秋田労働局と秋田産保センターによる月1回の法律セミナー！
最新情報の習得で、確かな法令理解と実務対応へ。

7月以外はZoomによるオンラインセミナー。都合の良い時！繰り返しでも。

開催日時	テーマ	講師	実施方法
R8.5.28 (木) 14:00~15:30	改正労働安全衛生法等について	秋田労働局	Zoomによる オンラインセミナー
R8.6.15 (月) 14:00~16:00	改正労働安全衛生規則（熱中症関係）について 職場における熱中症の予防について	秋田労働局 秋田産保センター	Zoomによる オンラインセミナー
R8.7.22 (水) 13:00~15:00	熱中症とその対策について 成因と発症時の対処・予防 改正労働安全衛生規則（熱中症関係）について	秋田産保センター 秋田労働局	【参集式セミナー】 大仙市大曲交流センター 第1研修室
R8.8.6 (木) 14:00~16:00	改正労働安全衛生法等について 50人未満の事業場のストレスチェック	秋田労働局 秋田産保センター	Zoomによる オンラインセミナー
R8.9.3 (木) 14:00~16:00	改正労働安全衛生法等について 50人未満の事業場のストレスチェック	秋田労働局 秋田産保センター	Zoomによる オンラインセミナー
R8.10.15 (木) 14:00~16:00	改正労働安全衛生法等について 50人未満の事業場のストレスチェック	秋田労働局 秋田産保センター	Zoomによる オンラインセミナー
R8.11.9 (月) 14:00~16:00	改正労働安全衛生法等について 50人未満の事業場のストレスチェック	秋田労働局 秋田産保センター	Zoomによる オンラインセミナー
R8.12.18 (金) 14:00~16:00	改正労働安全衛生法等について 50人未満の事業場のストレスチェック	秋田労働局 秋田産保センター	Zoomによる オンラインセミナー

※ 同じテーマにつきましては、開催日が違ってても内容は同じ内容になります。

お申し込みは2次元コードから→
開催日の2か月前から受付！



お問い合わせ先

秋田労働局 労働基準部 健康安全課 ☎018-862-6683
秋田産業保健総合支援センター ☎018-884-7771

STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

準備

重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare

(R7.2)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風する**ことなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

職場における

熱中症防止のための

ガイドラインを参考に

熱中症を効果的に防止しましょう!

～職場での熱中症防止対策のポイント～



気温が急激に上昇する時期は、
熱中症の発生リスクが高くなる傾向があります。
本格的に暑くなる前から準備しましょう。

早めの対策を!

～職場での熱中症防止対策のポイント～



事業者の皆さんは、

- ① 「**設備、体制の整備**」を参考に準備を行った上で、
- ② 「**熱中症リスクの把握**」で熱中症によるリスクを把握・評価し、
- ③ 「**熱中症リスクに応じた措置**」にある熱中症防止のための具体的な方法を、業種・業態に応じて選択し実施することにより、職場における熱中症を防止しましょう。

ガイドライン の ポイント

体制整備、必要な設備の整備を行いましょ！

- ▶ 体調不良時の報告体制、重篤化防止措置の手順を整備し、周知しましょう。
- ▶ WBGT 指数計や、休憩所等の整備を行いましょ。

熱中症リスクを適切に把握しましょ！

- ▶ WBGT 値を把握し、着衣補正を行い、身体作業強度及び暑熱順化の状況に応じた WBGT 基準値と比較しましょ。
- ▶ WBGT 基準値よりも高い場合は熱中症予防対策を実施しましょ。

リスクに応じた対策を検討しましょ！

対策例

- ▶ 作業場所の WBGT 値の低減、風通しの良い衣服の採用。
- ▶ 作業負荷の軽減、休憩の取得。
- ▶ 定期的な水分・塩分の摂取。
- ▶ 暑熱順化、健康状態の確認。



教育研修を行いましょ！

- ▶ 管理者、職長、作業者等、立場に応じた教育研修を実施しましょ。



1 体制整備、必要な設備の整備

(1) 体制整備

- 組織として、熱中症を予防するための体制を整備しましょう。
- 衛生委員会等を活用し、対策を労使で話し合いましょう。
- 体調が悪くなったときに誰に報告するかを決め、作業者に周知しましょう。
- 体調が悪くなったときにどのような行動を取るのかを決め、作業者に周知しましょう。
- 作業手順、作業計画を策定しましょう。

(2) 必要な設備の整備

- 暑くなる前に、以下の準備をしておきましょう。
 - ✓ WGBT指数計の準備
 - ✓ 有効な休憩所の整備
 - ✓ 通気性の良い服や、ファン付き作業服等の準備
 - ✓ 水分・塩分を摂取するための準備



～ 熱中症防止対策は、事業者の義務です～

以下の **体制整備** **手順作成** **関係者への周知** については、労働安全衛生規則の改正に伴い、罰則付きで義務化されています。 確実に実施するようご注意ください。

- ★ 熱中症の自覚症状のある作業員や、熱中症のおそれがある作業員を見つけた者がその旨を報告するための**体制整備及び関係作業員への周知。**
- ★ 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
 - ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等**熱中症の重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知。**

2

熱中症リスクの把握・評価

熱中症が発症する要因

熱中症が発症する要因には、次のようなものがあります。

- ① 高温・多湿・日射（輻射熱）の強い作業環境
- ② 身体負荷の大きい作業や運動
- ③ 通気性や透湿性の低い衣服や保護具

熱中症を有効に防止するためには、
熱中症のリスクを把握し、評価することが重要です。



WBGT値の把握

- ✓ 熱中症リスクを把握し、有効な対策をするために、WBGT値を測定しましょう。
- ✓ WBGT値の測定には、JIS B7922:2023 に適合した黒球付きの機器を用いて測定することが基本です。
- ✓ いろいろな作業場所で測定し、どこが暑いか把握しておきましょう。
- ✓ 測定したWBGT値に、衣服による補正を行った上で、作業強度と暑熱順化に応じた基準値と照らし合わせましょう。
- ✓ 基準値を超えているときは、「何らかの熱中症防止対策」が必要です。
- ✓ 高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ方に対しては、作業時間の短縮等も検討しましょう。

WBGT 指数計 ▶



【身体作業強度等に応じた WBGT 基準値】

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化あり	暑熱順化なし
安静	安静、楽な座位	33℃	32℃
低代謝率	・ 軽い手作業（書く、タイピング等） ・ 腕及び脚の作業 など ・ 手及び腕の作業	30℃	29℃
中程度代謝率	・ 継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・ 腕及び脚の作業、腕と胴体の作業 など	28℃	26℃
高代謝率	・ 強度の腕及び胴体の作業 ・ ショベル作業、ハンマー作業 ・ 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする など	26℃	23℃
極高代謝率	・ 最大速度の速さでのとても激しい活動 ・ 激しくシャベルを使ったり掘ったりする など	25℃	20℃

3

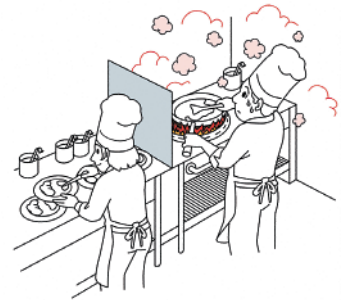
熱中症リスクに応じた措置

(1) 作業環境管理

暑熱環境の改善

以下のような方法で WBGT 値を下げ、暑熱環境の改善を検討しましょう。

- ✓ 発熱体と作業者の間に遮蔽物を設ける。
- ✓ 日光や照り返しを防ぐ屋根を設ける。
- ✓ 作業場所に通風、冷房、ミストシャワー等を設ける。



休憩場所の整備

暑くなった体を冷やし、休むことが出来る休憩所を整備しましょう。休憩所は体調不良、熱中症になってしまった場合にも必要です。休憩所を整備する際は、可能な範囲で下記に留意してください。

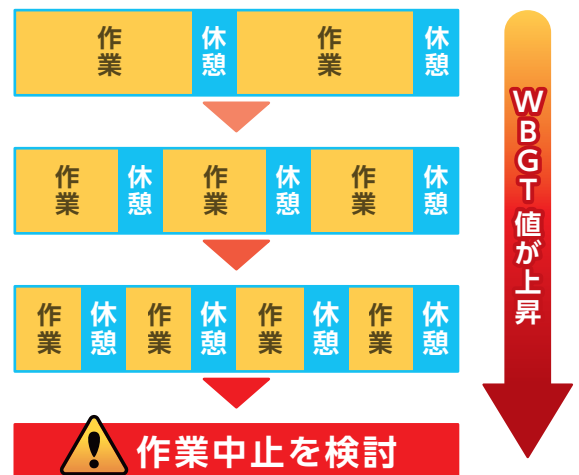
- ✓ 可能な限り作業場所の近くに設けましょう。
- ✓ 体を冷やすことができる冷房を設けましょう。
(難しい場合はミスト付き扇風機等を活用しましょう)
- ✓ 脚を伸ばして横になれるスペースを作りましょう。
- ✓ 冷蔵庫やウォーターサーバー等、水分・塩分を摂取できる設備を設けましょう。
- ✓ 本格的な休憩所の設置が難しい場合でも、日傘、日よけテント等で日陰を作り、風通しを良くするだけでもある程度の効果はあります。



(2) 作業管理

暑さに応じた休憩サイクルの設定

- ✓ WBGT 基準値からの超過割合によって、休憩回数の増加や休憩時間の延長を検討しましょう。
- ✓ WBGT 基準値から大幅に超過している場合は、軽い作業への変更や、作業中止を検討しましょう。
- ✓ 暑さのピーク時間帯の作業中止や、早朝・夜間などへのシフト変更も可能な範囲で検討しましょう。



3

熱中症リスクに応じた措置

通気性・透湿性の良い衣服の選択

- ✓ 可能な範囲で通気性・透湿性の良い(熱がこもりにくい)衣服を選択しましょう。
- ✓ 保護服や保護具を着用する必要があるときは、保護性能と通気性・透湿性のバランスを考慮して選択しましょう。
- ✓ ファン付き作業服、クールベスト等、身体を冷却する機能を持つ服を着用することは一定の効果があります。
(ただし過信は禁物ですので、他の対策と組み合わせましょう。)



ファン付作業服



クールベスト
(保冷剤式)



クールベスト
(冷水循環式)

水分・塩分の定期的な摂取

- ✓ 熱中症を防ぐためには、「定期的に水分・塩分を摂取すること」が必要です。
- ✓ 水分だけ、塩分だけでは不十分です。
- ✓ のどが渇いてから、のどを潤す程度では足りません。
- ✓ 定期的に、意識的に摂取するよう心がけましょう。



水分・塩分を摂取する際の目安

- 0.1 ~ 0.2% の食塩を含む飲料
- ナトリウムを 40 ~ 80mg/100mL 含むスポーツドリンク
これらを 20 ~ 30 分ごとにコップ 1 ~ 2 杯程度

※経口補水液は塩分濃度が高いため、「定期的な摂取用」には向きません。
※塩分、糖分の摂取が制限されるなど基礎疾患を有する方については、主治医、産業医に相談しましょう。



作業開始前・休憩時のプレクーリング

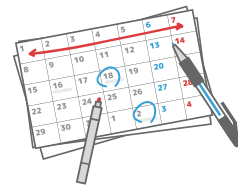
- ✓ 活動前に身体冷却を行う「プレクーリング」を行うと、体温上昇が抑えられ、作業時間を延長することが期待できます。
- ✓ 手足の浸水や、送風スプレーなどの方法が有効です。
(併用するとさらに効果があります)
- ✓ 身体の内部から冷やせる「アイススラリー」の摂取も有効です。



プレクーリングイメージ

★ 計画的な暑熱順化

- ✔ あらかじめ暑さに慣れることによって、熱中症に強い体を作ることができます。
 - ▶ 皮膚血管拡張反応、発汗反応が促進され、体温を下げる働きが強化されます。
 - ▶ 汗に含まれる塩分濃度が低くなり、汗をかいても塩分損失がゆるやかになります。
- ✔ 暑くなる前、暑熱作業に入る前に計画的に暑熱順化を得ることが重要です。
 - ▶ 暑熱順化を獲得するには、最低でも1週間はかかります。
 - ▶ 数日間暑熱環境から遠ざかると、暑熱順化が薄れてしまうので、お盆明けなどの長期休暇明けは要注意です。



★ 有効な休憩所の整備

- ✔ 熱中症を防ぐためには、「体を休め、冷やすことが出来る」休憩所が必要です。
 - ▶ 休憩所がないと、せっかく休憩を取ってもその効果は減ってしまいます。
 - ▶ 熱中症になってしまったときの一時的な待機所としても有効です。
- ✔ 冷房や冷蔵庫を備えた、横になるスペースのある休憩所が理想です。
- ✔ 本格的な休憩所の設置が難しい場合も、工夫次第で有効な休憩所を作ることができます。
 - ▶ 屋根やテントで日差しをさえぎる。
 - ▶ ミスト付き扇風機で温度を下げる。
 - ▶ ベンチを置いて横になれるようにする。
 - ▶ 冷房の効いたワゴン車の荷室部分を休憩場所にする。
- ✔ 可能な範囲で休憩所の設置を検討し、作業者に周知してください。



★ 健康管理

- ✔ いくつかの疾病(既往症)*は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
 - ※糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患等。
 - ▶ 健康診断等で異常所見があると診断された場合には、医師の意見に基づき適切な措置を行いましょう。
- ✔ 体調不良*によって熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
 - ※風邪、発熱、下痢、嘔吐、飲酒、二日酔い、朝食抜き、睡眠不足等。
 - ▶ 朝礼時や巡視時、休憩時等に作業者の健康状態を確認しましょう。
 - ▶ 作業員から申し出やすい環境、無理をさせない環境づくりが重要です。



3 熱中症リスクに応じた措置

職場巡視

✓ 職場巡視を行い、下記について確認しましょう。

- ▶ 体調不良者が出ていないか
- ▶ 定期的な水分・塩分の摂取ができているか
- ▶ 休憩は十分に取れているか
- ▶ WBGT 値に応じた対応が出来ているか



救急体制

✓ 熱中症の疑いがある者が出た場合は、無理をさせずに涼しいところで横にして、水分・塩分を摂取させてください。

✓ 体調が悪くなった人を一人にはしないようにしてください。体調が急変する場合があります。

✓ II 度以上の症状（頭痛、吐き気、嘔吐、意識障害、高体温）が生じたら、躊躇なく救急車を呼びましょう。

✓ 救急車が来るまでの間、体温を下げるための努力をしましょう。

✓ 熱中症は対応を誤ると取り返しがつかないことになりかねません。勇気を持った行動で自分や同僚を守りましょう。



教育研修

✓ 熱中症を防止するためには、熱中症に対する知識を付けることが重要です。

✓ 日頃から熱中症に対する情報を取り入れるように心がけるとともに、教育研修を実施しましょう。

✓ ガイドラインでは、立場に応じた3種類の研修の実施(受講)が推奨されています。

- ▶ 熱中症予防管理者向け：225分
(衛生管理者、安全衛生推進者も受講することが望ましいとされています)
- ▶ 職長向け：60分
- ▶ 作業従事者向け：短時間で繰り返す



☀ これらの対策にしっかり取り組むことで、
熱中症を予防し、安全に効率良く業務を遂行できます!



高年齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)を策定しました

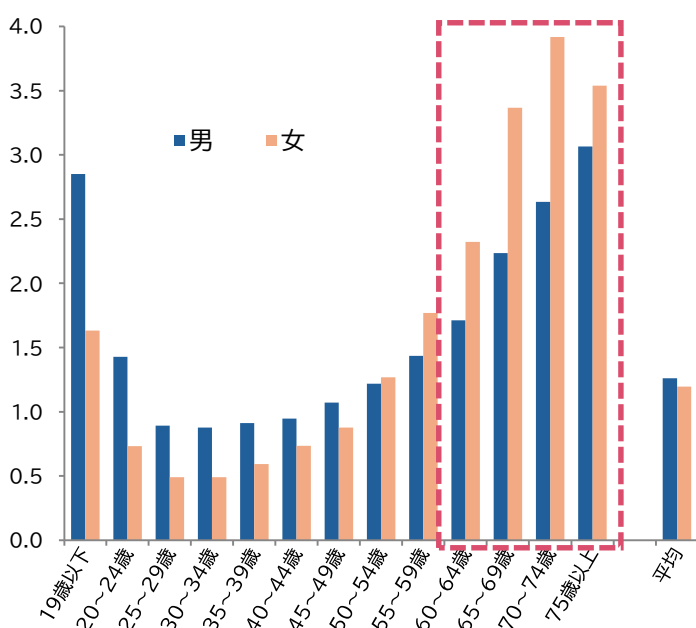
概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高年齢者の労働災害防止のための指針」(エイジフレンドリー指針)を策定しました。

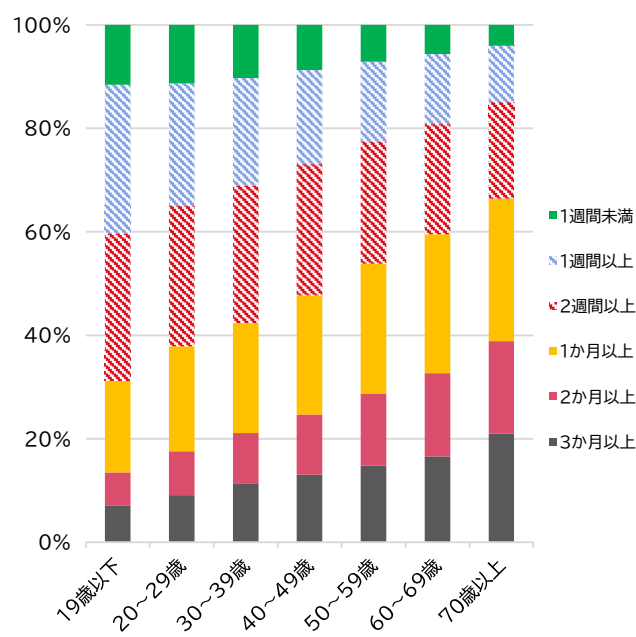
このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高年齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

高年齢者をめぐる労働災害の現状

高年齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。



年齢層別労働災害発生率(休業4日以上死傷度数率)(R6)



年齢層別労働災害による休業見込み期間(R6)

社会の高齢化に伴い、高年齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

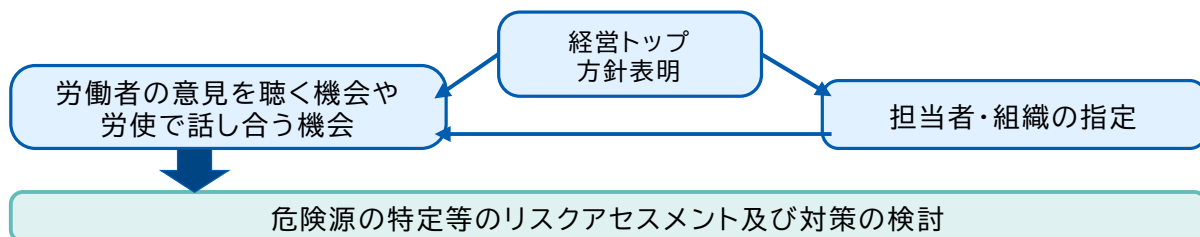
指針の主なポイントは次頁をご覧ください⇒

1. 安全衛生管理体制の確立等

経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・ 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- ・ 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合ひましょう。

事業場における安全衛生管理の基本的体制



高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

ポイント!

リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しについては、職場のあんぜんサイト（労働災害事例）に掲載されている、災害事例やヒヤリハット事例を参考にすることができます。



2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
<p>階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする</p>	<p>リフトやスライディングボード等の導入</p>	<p>体温を下げるための機能のある服などの導入</p>

ポイント!

設備・装置の導入を検討した後に、高年齢者の特性を考慮した作業管理（複数作業の同時進行を避ける、暑さに対する自覚症状が低下しやすい傾向がある高年齢者に水分補給を勧奨することなど）についても検討しましょう。

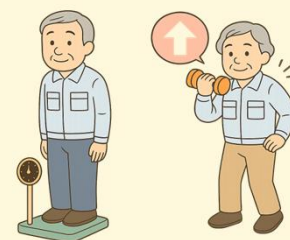
3. 高齢者の健康や体力の状況の把握

健康状況・体力の状況の把握

- ・ 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- ・ 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

ポイント!

身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。また、体力チェックが高負荷になりすぎないように十分配慮します。例えば以下のようなツールを活用することができます。



4. 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

高齢者の状況に応じた業務の提供

高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

ポイント!

業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮しましょう。

5. 安全衛生教育

高齢者に対する教育

- ・ 法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
- ・ 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

管理監督者等に対する教育

高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

ポイント!

- ・ 管理監督者へは、高齢者の作業に無理がないかを把握する重要性を教育します。（高齢者が実際に働いている現場を見て、声がけ等をする）
- ・ 教育の計画を立案する際に、複数の災害を対象として共通する事項とそれぞれの災害を対象とした事項の両方を行うことが望ましいです。

労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努め、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めることが必要です。

国、関係団体等による支援

個別事業場に対するコンサルティング等の活用としては、中央労働災害防止協会の中小企業安全衛生サポート事業を、補助金については厚生労働省で実施するエイジフレンドリー補助金を、社会的評価を高める仕組みについてはSAFEアワード等を活用することができます。

中小企業安全衛生
サポート事業



SAFEアワード



エイジフレンドリー補助金について

補助金の目的

- ・ 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導などの費用を補助します。
- ・ 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。

エイジフレンドリー
補助金



対象となる事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること

【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(※2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

令和8年度エイジフレンドリー補助金のご案内（簡易版）

高齢労働者の労働災害防止を目的に、専門家による指導や設備改善等に要する費用を補助します。
雇用状況や対策・取組計画を審査の上、効果が期待できるものに限り補助金を交付します

補助金申請受付期間 令和8年5月20日～令和8年10月31日

1. 専門家総合対策コースの（1）は令和8年5月20日～令和8年8月31日

【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。

対象となる中小企業事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- ・ 1年以上事業を実施していること。
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労していること。

申請にあたり、ホームページに掲載したリーフレットやQ&Aもご確認ください。

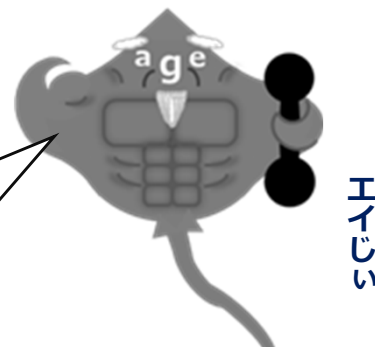
HPはこちら→



選べる補助金コース

1. 専門家総合対策コース
2. 熱中症対策コース
3. コラボヘルスコース

補助金コースは下の表をチェックじゃ



	補助対象	補助率	上限額
1	(1) 外部専門家によるリスクアセスメント (RA) の実施に要する費用 (2) RA結果を踏まえた対策の実施に要する費用 ・滑りにくい床への改修 ・手すりの設置 ・身体的負担軽減のための補助機器の導入(重量物取扱い作業・介助作業等) ・労働者の身体機能の維持向上支援 等	(1) 4/5 (2) 1/2	100万円 (1)と(2)の合計金額 (消費税を除く)
2	(3) 暑熱な環境による熱中症予防対策に要する費用 ・熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備 ・体温を下げるための機能のある服の導入 等	(3) 1/2	100万円 (消費税を除く)
3	(4) 労働者の健康保持増進のための取組に要する費用 ・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要する費用	(4) 3/4	30万円 (消費税を除く)

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

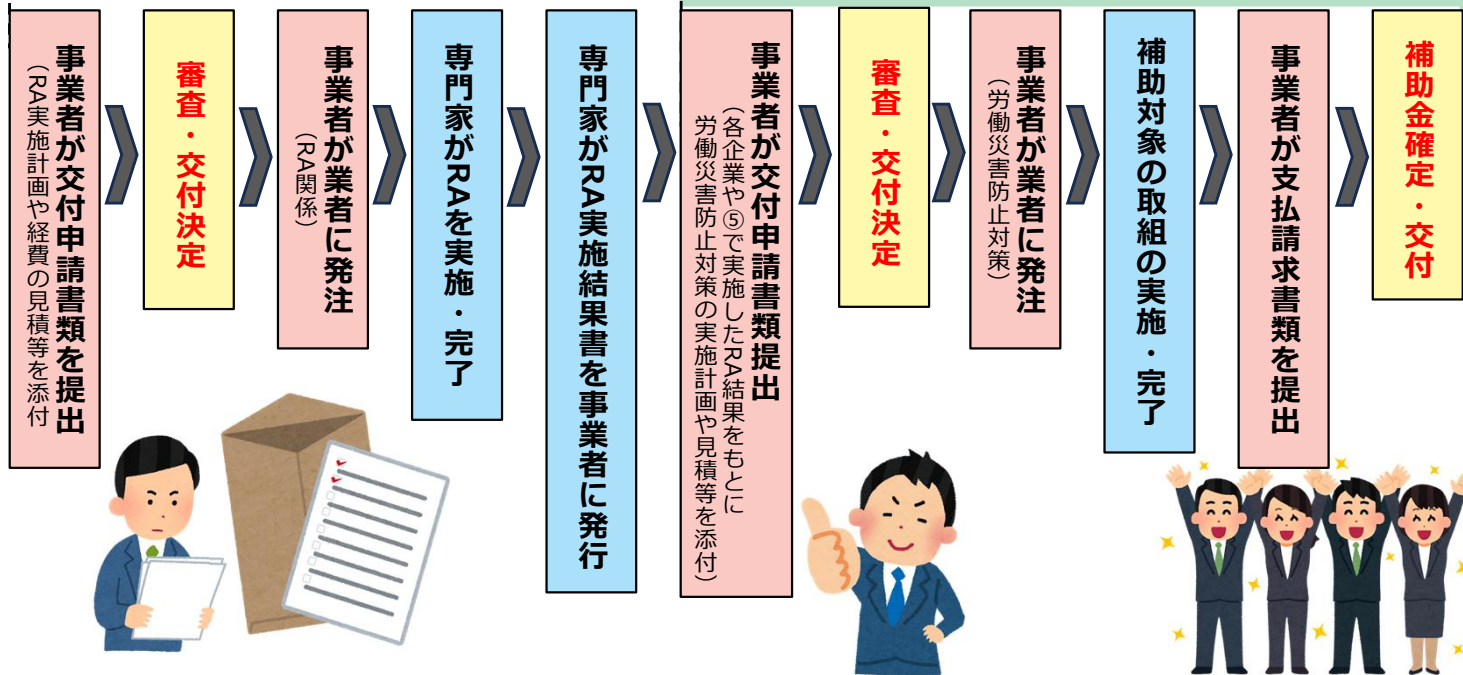
申請フローの概要

申請から交付までは主に以下の手順で行われます。

1. 専門家総合対策コース(1) 外部専門家によるリスクアセスメント(RA)を活用する場合

1. 専門家総合対策コース(2) 自社の担当者がRA実施する場合、

2. 熱中症対策コース、3. コラボヘルスコースの場合



補助金コースによって申請フローは異なります。詳細は各コースの手引きをご覧ください。

申請方法については、①郵送のほか、②電子申請(J Grants)による補助金申請も可能ですので、ご活用ください。(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)

各コースの詳細はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページ(<https://www.jashcon-age.or.jp/>)に掲載の申請様式(手引き)も参照ください。



交付申請書受付期限 令和8年10月31日(当日消印有効)

※専門家総合対策コースの1.(1)外部専門家によるリスクアセスメントの申請期限は8月31日まで。

支払請求書受付期限 令和9年1月31日(当日消印有効)

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
(ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp/>)

関係書類
送付先
(郵送の場合)

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階
エイジフレンドリー補助金事務センター
交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください

申請書類は郵送で送付ください(メールでの申請はできません)
封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納、受付日の確認できない宅配便では
送付しないでください

お問合せ先

申請担当

電話: 03(6381)7507
FAX: 03(6809)4086

支払担当

電話: 03(6809)4085
FAX: 03(6809)4086

受付時間

平日10:00~12:00/13:00~15:00
(土日祝休み、平日12:00~13:00は電話に出ることができません)
<8月12日~8月15日(夏季休暇)、12月29日~1月3日(年末年始)を除く>

転倒を防ぐ・腰痛を防ぐ

秋田の企業が実践している

小売業・社会福祉施設の 取組好事例集



秋田県小売業+Safe協議会・秋田県介護施設+Safe協議会

はじめに

近年、商業や社会福祉施設などの業種で働く中高齢の女性を中心に、仕事中に転倒や腰痛を発症する災害が増えています。

その理由として、高齢化の進行により、身体特性の低下した高年齢労働者が災害にあうケースが増えていることがあげられますが、なかには転倒によって骨折し、長期の療養を要したために企業が経済的に大きな損失を受けることも少なくありません。

県内には転倒災害の防止や腰痛予防に熱心に取り組んだり、創意工夫したりして災害の減少につなげている企業が多くありますので、そうした取組事例を各労働基準監督署で情報収集し、+Safe協議会事務局がヒアリングを行い、とりまとめたものがこの事例集です。

企業に取り組むに至ったきっかけや、取組を継続するために工夫していることなども盛り込みました。

同様の事例集はたくさん出ていますが、「秋田の企業がやっていること」や「秋田でもできること」を掲載していますので、内容をより身近に感じて取り入れやすくなっているのではないかと思います。

防止対策に頭を悩ませている企業に広く手にとってもらい、取組や改善のヒントになれば幸いです。

秋田県小売業+Safe協議会・秋田県介護施設+Safe協議会

【事務局】秋田労働局 労働基準部 健康安全課